

夢の実現を応援します

①対象となる空き店舗

中心市街地内で、閉店されて1ヶ月以上経過している店舗等が対象

- ※自己所有物件(3親等以内の親族等所有を含む)の場合は、閉店されて1年以上経過していること。
- ・賃貸の場合は、不動産会社が仲介すること
- ・過去5年以内に、この補助金を受けて改装等を行った物件は対象になりません。

②支援内容

(1)専門家相談支援

中小企業診断士による、事業計画の作成サポートや事業継続にかかる無料相談

(2)資金支援(津山市補助金)

※補助金は空き店舗対策機構を通じて出店者に支払われます



事業区分		補助対象経費	補助額
空き店舗等出店支援事業	空き店舗等改装等支援事業	空き店舗等(自己所有を除く。)を活用した出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの ※備品は対象になりません	補助対象経費の3分の2以内の額(200万円を上限とする。)
	空き店舗等賃貸料補助事業	商店街の空き店舗等(自己所有を除く。)を活用した出店に必要な連続する12箇月分の店舗賃貸料(敷金、礼金、共益費等を除く。) ※商店街への出店に限ります	補助対象経費の3分の2以内の額(60万円(月額5万円)を上限とする。)
賑わい創出支援事業		自己所有(3親等以内の親族等所有を含む。)の空き店舗等物件を活用した出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの ※備品は対象になりません	補助対象経費の3分の1以内の額(100万円を上限とする。)

③補助の主な条件

- (1)中心市街地地域からの移転ではないこと。
※ただし、中心市街地地域から商店街への移転は対象となります。
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる事業ではないこと。
- (3)営業開始から5年以上の営業を行うこと。(開業後も1年間、経営状況の報告が必要)
- (4)営業は原則週4日以上、昼間の時間帯にも行うこと。
※昼間の時間帯とは、午前11時から午後7時までの時間帯を指します。
- (5)商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベントなどに積極的に参加すること。
※補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。
※違反等、不正受給が発覚した場合は補助金の返還請求がある場合があります



Point 補助金を受けるには

- ①申請条件を満たしている(事前に専門家の面談を6月24日(月)までには1回以上受けていること)
※専門家相談は毎週月曜日完全予約制
- ②申請書類を期日までに提出すること
- ③事務局が指定する審査会に出席、採択を受けること



応募方法

所定の申込書で申し込みください。

審査会において書類選考・面接を実施し、補助申請の可否を決定します。詳しくはお問合せ下さい。

※応募状況により、審査会を省略し、書面による審査にすることがあります

【申込み手続き】

出店者は、商店街組合等を経由して津山市空き店舗対策機構事務局へ必要書類を添えて申し込んで下さい。
※出店者または空き店舗所有者が法人の場合は、追加で書類を求める場合があります。※当補助金の申込みには商店街組合等の推薦が必要になりますので、事前に調整を行ってください。※申込後の出店者等の変更は原則認められません。